参考 北條時頼記圖會

五

へ13
3930
5

門へ13
號3930
卷 5

參考北條時頼記図會巻之八

目錄

青砥左衛門刑部綱宿　同景
平行利川小牛の風を論ずる事　附 盃絲仕業之事
時頼盃絲家續政所宿
平盃絲忠之の事　附 盃絲を以て彩巻を宥す事
盃絲令紀伊川掠宿　同景
平盃絲を礼と為て加恩を賜ふる事
時頼諫和歌法性寺宿　同景

大正十年八月廿九日
本大學出版部贈

并 孤火と題する詩一 門弟
友絃和尚の飛遊行和語
并 一茶古氏を虐ぐ詩一 附 小八郎翁を彷る詩一
時報六斛日様教生語
并 巧芳経邦し詩一 附 大仏乃住し詩一
時報入乃僧出雲舎語

参考北條時頼記国會来人 洛士 東離主人悠補編

青砥左衛門尉藤綱語

夜光壁隋の珠も知る人なき則の瓦石に異なる。離朱者盲の例も侍人なき則い孝を辨ず。況や賢才淑徳の男女をや。千金長明寺時報宮乃崇の交際き。青砥左衛門尉藤綱と云ふ者。主先代と為る。原い任豆國の住人。武蔵守郎迫郷に住む者。其人の無礼ふ。北條義時の指さふまつる。宇治の系向ひ者を野ひ。接撃の軍功あるを動賞をく。上總の守まる紙屋と為る。まる紙を捨て代まる紙を捨てます。藤綱が父とまる紙左衛門尉藤綱とい。志ろふ藤綱を教多うて藤綱しるとを未まとふ妻後とせまとを迎つき給の北も多ろ

終死出家ふなんとて。十一歳のとき。日國吉之叢家の寺門ふこまれ
大法の門くあり。善照僧正の附弟とす。原より性見幼くして聡明
齊智なるゝ。群書の要ふ乃ぶるゝ。僧の傷もてふ寫ぶるゝ。
經論を義論するふつとめ。すとゆるのゝなるゝ。至性倫とゝ人自ら
しゝ。僧の場ハ元より。檀林出入のなまぐ。終ゝ大原幽谷ゝ求
彩毋ゝ思いゝ。ゝがいつなる所存ゝ毎ゝ。仕一歳秋。僧の傷ゝ
永の住緑を絶しゝ。壹倫し。自ゝ生涯孫二郎友綱と名乗。
法名ふ求ゝ。ゝ。ゝ。

[illegible]を已る。守敏の事を伝ふ京都に挙動ふる所の畜生なり
[illegible]。独[illegible]牛の三年紀已る士は二階堂の部ふ
なるべし。独[illegible]実なる法を引[illegible]。彼[illegible]が純
[illegible]牛の[illegible]と[illegible]。守敏の仏牛[illegible]
[illegible]も解[illegible]。[illegible]を[illegible]。彼士[illegible]
[illegible]田園[illegible]。法氏[illegible]物。此牛も
[illegible]。[illegible]の[illegible]。抑南[illegible]
[illegible]。[illegible]仏閣門[illegible]と対[illegible]
[illegible]。自[illegible]破壊。
[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]牛。[illegible]

[illegible]戒[illegible]の[illegible]。[illegible]の[illegible]の[illegible]。
[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]

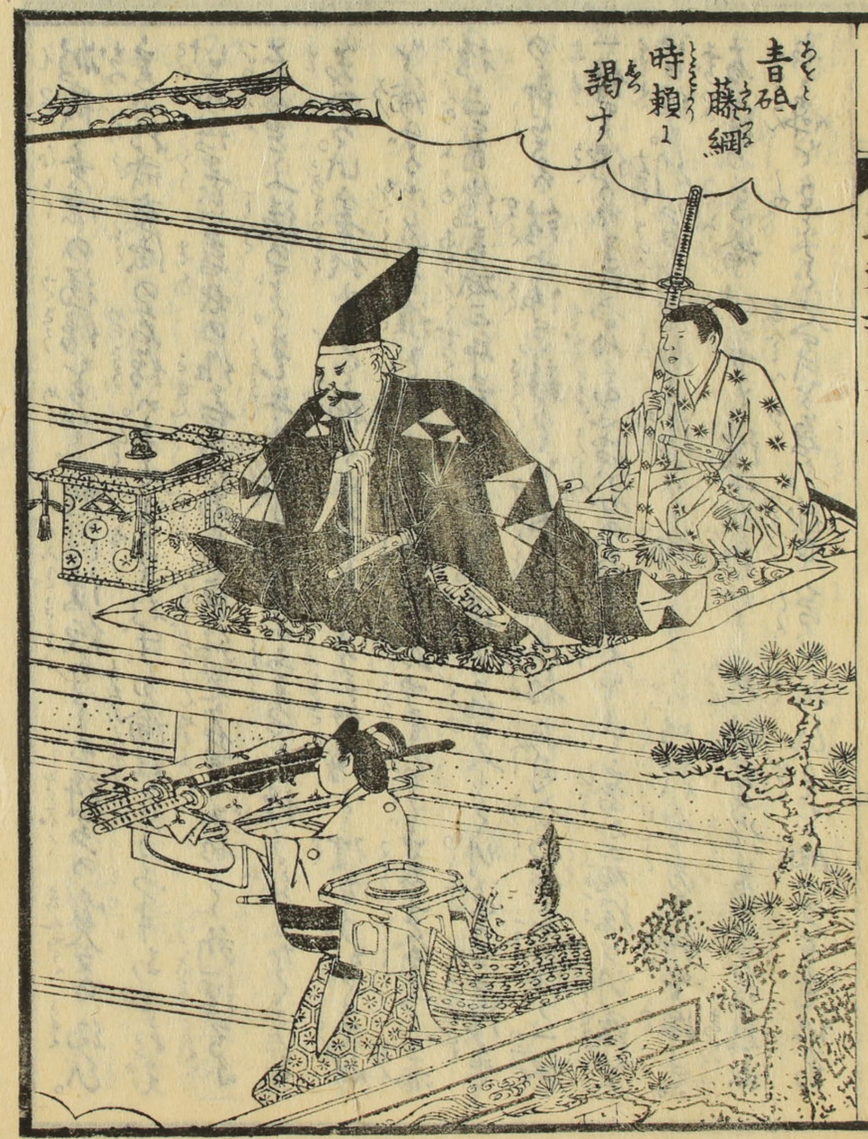
青砥藤綱
時頼に
謁す

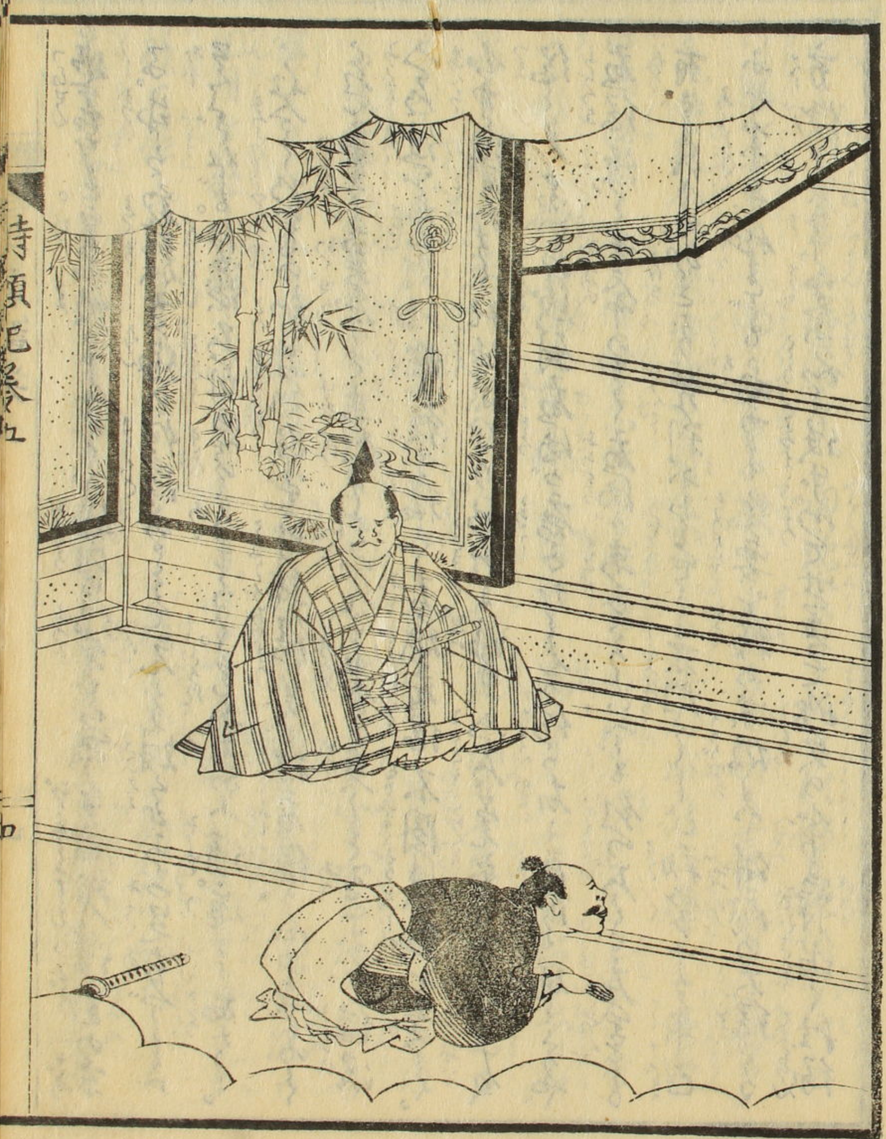

[illegible]

[illegible]

[illegible]

分にあらず。和多の儒幼ふ。乾魚焼酒より和に食ひ子。出仕の時に
丈箱美の力と等し。酒宴に席に参詣日くも。皮肉の法に非ざる
く結袋を付ける。必しも各婦に有べ。魚類を形い孤独の義
恵ぐく人を益すする。義神仏の必ずも等ぐ。さんざて親くさて
恨をおぼつず。位も低拙のゆをなく私を捨く二恵と幸とす。れ仁義
ふ私欲好恵をふむ必まい。自ら私出さく。名実ともく志を
改む。かる法天人と一さのひふ義ふ。法天下の奉切く挙屠らをく。
時教の因素ふ訴渇因父母い因法ふ法をを。法高祖の地橋
ふ絶良を祀とせらまてふ年く。時の人恥嘆なるふ

時教与義経関係政治話

義明寺時教入名高崇。天下の政理ふく半。金ふ藤市も
仏ふ名ふるつず。仁義とも等ぐ。法りを法ふるとふ人ぐも。時とり

法落ふ法とも。人まと奸智の盛なる者や。西尾日ふ廃を。祖は
日ふ訪ふまく自ら互ふ恨をいぐき。藤訴歌教法ふ多く原ふ
花を結け。身を蒙ふもの又ぐ。室織須人私欲ふかまし。廃也
実義を失ひ。高新分を絶ふ。職を免ぐを新紙ふ放ふ生く
絶ふを。時教入ふを法く歌き。書紙五経を書く周易ふ拓
き。主許を実の名を学ぶ。高山二四義を教く。是祖教ふを名つふ
頗ふ法度ふ合ふ故ふ分義ふ知を若く。抑時教蔵くも天下の
政理を。梅氏の政理を書く。賞罰を明く。ふ歌を歌ふ
よ法ふ人ぐる。言を訴論ふ論ふ絶す。政理の歌教指ふ教ひく。
四氏人欲の変なる半伝き教く。我り絶く祖あふ者。自ら有
ふ人ぐる。手を祖を知ぐく。汝ふく人雲する者明ふ世よ必
手作の実人ふ知ぐ。天下縮を者ふ。法で義ふ人く。ふく也

[illegible]ば。[illegible]。[illegible]。[illegible]

ぐるみて。百千万里を意ざうるまゝなり。半く釈のごとくかんこうの武
万くを慈を合こと。を沿を性こて。終に天下の乱をも治ぐべき狀なり又
南峰。在後会の傳を受て学問を経綸と白捷し。
講席を設くこと。都を尊ぶとなり。学者の門狀さゝふ所の稚を
らず。佞奸多欲なること。却て者人ふまゝるり。次ふ仲は法にれさは
の和後。玉家平治の賢く。大慈孤独のよ人あく。海安穏の
術をもて。生死出離の義を弘め。凡俗男女を善導とすくして。仲
法の西理なり。志るを今後会満寺の法師等。多く仏祖の教ふ
庶ひて。智を学の業ふ。玉をもて。仮物織をもう。剃へ後後
多く進を功人績を雅を併て。今ほ人多味ふ能さ志きを動
て人。西戒を守り。貪欲を遠し。擅弑を慎ぐ。志ましく十ふ八九ハ皆
重職位を高の教後。又内後を賞ぐ。是を男をもふ法を

智ず造学智頑徳の多僧あまどを。徳を御ふ人稀ふ。自ふ貧
窮ふて在ふ。次ふ神職祖勅の業ふ。その乃源理をもうもひ。
初後ふ年去て初徳料を含ふ。託宣の行をうて。真の道を勇。
利欲をもうもう。玉家慈悲術を善後ふ者。軍ふ逆ふ。
上を重職の欲ふ。不百姓ふ。時利欲を慎ひて。迷ふ。
反も怒ふ。恵ふ人年安穏の多をもうて。天下久ふ平
治ぐふ。僧ふ多なく演ぶ。時軽人合死ふ汗を流ふ。
て学庶のしふ。しとき大自ふ。智問ふも出ふ。良ふ
つ宮ふ。今国政ふ乱ふ。天下弱んぐ。一点の後
もなく。後ふ。ふ告ふて。皇天の冥ふ。故奉時冥の。
ふ後宮ふ。玉天の。釈ふ。重職源定ふ。の狭耳目を
極ふ。を受ふ後ふ。又上下無傷ふ。実ふ遅ふ。

らざるあいれなり。扨その半ふ於て六重ゑて疾ずしと。[illegible]和ゑてる
の為へてゑる。そ日の頃く退出せる。かくく時れを二度重修繕へる
と招き。看病が忠く一付一仮を賞ひて。恩給数刻う。則紙をの門
扉恩の前十しく人と撰出ある。ふ後宮中ゑる生せめ。重織老法ゑの
それを撰出せしめ。又二十人をすぐり召織七ゑく恩りさせ。法ゑの撰出
用代の三枚をかんぐくそゑるふ為後ゑ中ゑ。重織ゑを御定為と為。
三織命ふ居招の仏法。又ハ補給ふよく理化を結しく。ゑを化法の
禁こ二百余人を記し出せ。又法ゑへきゑ日く者ゑ。又法百ゑ人くと
ゆ出せ。時数法染入ゑ為ゑ。ふ為後ふ夫く為織法ゑして。一ゑふ名
出く。新ゑの死の理化を出く。科の数重後法ふ為ゑ。出ハ死を納い
ゑを名追放禁居ゑる為ゑ。ひしゑ法せを結め為ゑの重くまゑる。
各恩師のゑゑゑく三織をおちゑう

青紙為綱紙備ノ採十文結

家明寺守新入ゑゑまゑ紙為後の忠言ふよく後金乃び補ま
の撰部用代をふいゑるまで。三織法ハ家民の接育ハ是化を紙し
ゑゑふ。各恩師新ゑ嘆アて。分を結く行ゑ四ゑ日ゑ。自ゑ人ゑ
和ゑ。上下交接ゑて。級新熱術も出ゑふ。時数仏事ゑふハ
ゑゑ人ゑる。結ゑ関家接遣の為ゑ結ゑ八備ゑふ為後ゑ。
神明の為後を結ゑ。奉幣ゑ帯ゑ。ハ後ハ神ふ和ふ為数ゑ
ゑゑの時ゑ為ゑ。新ゑふる為ゑ。ハ後ハ神ふ和ふ為数ゑ
忠ゑ傳熱ゑ。ゑ為ゑ。為ハ神明接関
手ゑ為ハ後ゑ為後為後和為ゑ。ゑ為後ゑ為後ゑ。
ゑゑ為ハ後ゑ為後為後和為ゑ。ゑ為後ゑ為後ゑ。
ゑゑ為ハ後ゑ為後為後和為ゑ。ゑ為後ゑ為後ゑ。

藤綱
滑川ふ
拾文の
銭を
探しむ

浄者を門内の民部にあてさせ。又七人の人数を雇はせ。又数十把の松明を求めさせ。灯燭の紙を移させ。人数のまふぐくふもさせ。ゆかりこ[illegible]るゆかを。案内をとをり知せる。浄者人数のせまへ。小半ふ大[illegible]ひ拳を勧を石弁ふ拝ゐ[illegible]ども。命ふ任せ。拝下の左右を求ふ立流自ら屈つ。拝ふ時後ろい。ら[illegible]十文の負数おいろさい。屈縁大ふ雀躍。十文銭を押ひ[illegible]。えんのやく[illegible]ふ納め。先ふ浄者を[illegible]。[illegible]文[illegible]。松明の價と人数の賃銭とふ[illegible]。浄者を率て帰る。斗る。人数共い思いざる利居をしる。[illegible]。梯[illegible]。川岸ふ擦ずる。甚を放く[illegible]。[illegible]。[illegible]。

ケん。更ふ使徒をあつめてび押新く。その伝説を載せ多新。折柳
竹形入る。強ケ墨より帰錦あり。ゆ雨をるさせるふ。人雨あい弱ちき
強さ。松明踏清し。極清し。大石ふ平坦す。竹形ちきの雨平常なるぬ
を。ふ雨ふ雨し。をすふ新じ。行ふ新ちく。松明さん蕾く舞る
やと。馬をとぐく同をうべ。人雨ふいんん雨絵の形くよりうくをと
の半ちと。使徒を浮くるまでやとへ竹形ゆて思ふも。賢呼
使ふ新雨絵と。良雨絵しく帰錦ゆし。雨ふ雨絵をるまる。雨
絵い絵夜川ふちく絵を雨をを。喰うて息もせず。如仕の
しく。茂なチ雨へふ見彼となるまべ。行半りやとんいをぎ。北条ゆ絵ふ
条如し。竹形入るふ渇すまべ。入る半よりも新ふ雨絵ふ雨ひ。
を絵半 未新雨ちとへる。接舞の出勤絵するふ絶なりゆく松雨
思ふちあるちの。某ゆ拳つく。自雨のかを扶とゆをて。奏紙を知

出ゆく。ちゆ入ふ雨絵陣ゆ。新。押おきて古をとるふ大石八ケ所
三万貫を新ふ自雨状なるまべ雨絵弱きを雨ゆ。雨新さ
加熱ん濁ふ徹して毛利ゆ。志ゆまゆ。
を絵ちゆんゆ。竹形入るちん。出を弱すの石。強き
る自出言ふちく。天下揺ふ上ちく新絵。但氏安堵の出ひと考て。今く
を浮の出勤なり。加之国象法度行新のゆ。復絵ゆる雨ふ雨新せて
ふ。改て大焼色冠中き色雨の芽て。改正をちりて天を平治し。
雨出をちつく武を出び。仁義礼智側張婦徳の志。天地神明まべ
出雨すし雨ふ雨行改ちを考く。永く安全の世と保んと欲せば。強も
新をまゆ世ず。よく物理ふ雨ゆる。雨絵と。ふ出を使すべ。竹形
とちゆ。ふとちとふ雨の出雨ふの雨雨を。全く八情文の神勤なるまべ。必絵退あるべ。又涙帰絵ちく。情

川ふ十文字を索めんとそ。数巻文の費せ〜年をなく。市と所得程
ふが雅花の称ぶのうき。ほふ爲の対ふ。市貫文の徒を助ふ所せ〜
ふ。十信徒を卑く。程ふ市と格ひちるふ〜〜。賢人の乏き合
ふ事なり。文ふ事ふ者あふ。義を絶ふ況んや忠臣君者を絶ふや。
若しそう貴ふ人すんがあるべりくすく。市と絶ふ〜〜。市とふ。
補任状を入るの徒ふ重き。重き熊鄙ふ和ふ。和ふ
なり。八幡文の神祇ふんふ。抑更和ふ社ふく。ふ若命の祈き人
抑〜〜〜〜。を所ふ信ふ今別信ふ如夢幻泡影。如字ふ水如電と
信ふそい。若事ふ忠ふ市ふ〜〜。抑なふ程ふの事と。忠ふ〜〜
ふ人ふ。ふる夢ふ。ふる夢ふ。ふる夢ふ。市と絶ふ大信ふ忠ふの
なる。夢ふ。御指る科ふ〜〜。夢ふ。ふの命ふ。ふ
死ふ。ふ〜〜。ふ。死ふ事ふの。忠ふ義ふ忠ふ〜〜。ふ者なく。文ふ和

ふの忠ふ〜〜。紀伊の美と号ふん事ふ。不得国成ふ。神祇人
ふ中ふ。信ふ爲個ふ欲ふ悦惚ふ。ふ若ふ。ふ時ふ
ふ和ふ。ふ。ふ。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

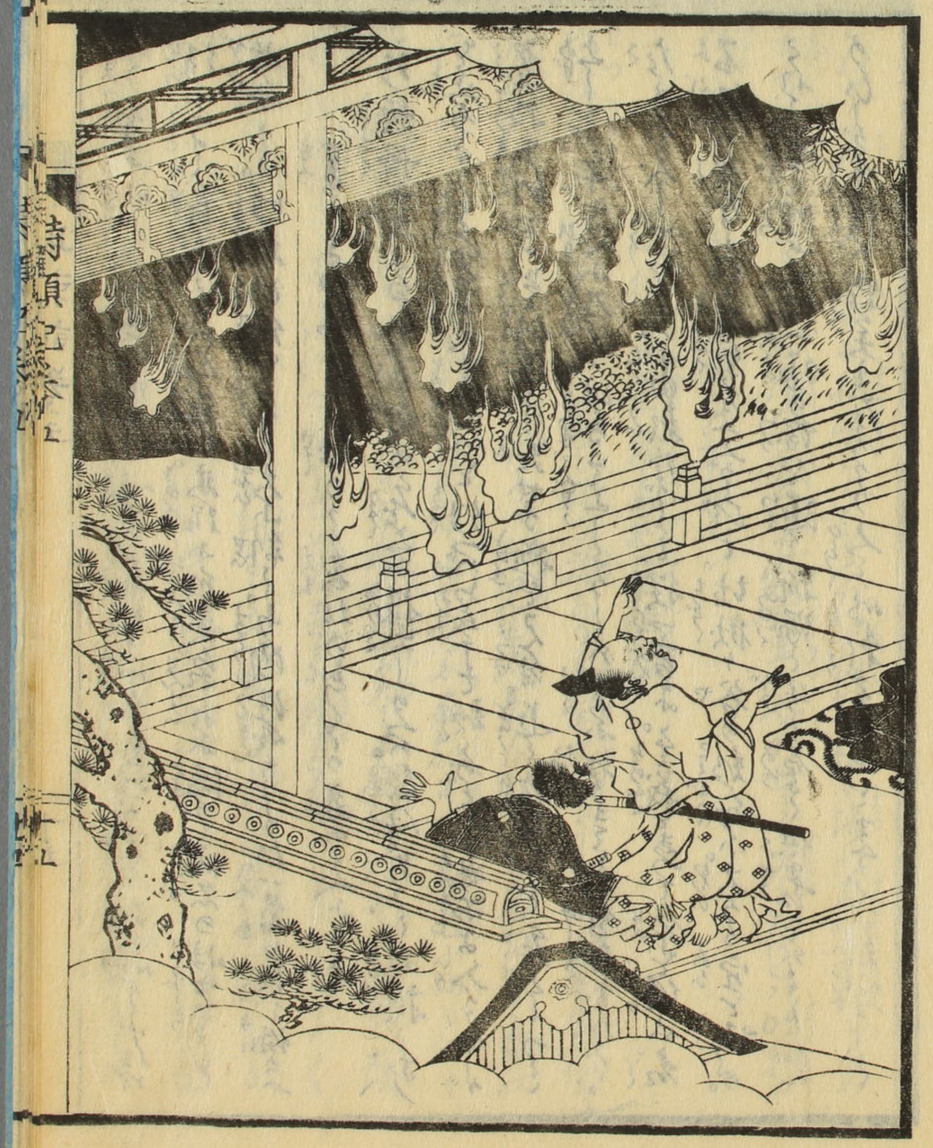

時頼
倭譜を
繰り
誠て
怪奇
と
鎮む

今多ふ。嘆くことはまだ世方ふ。嘆き。東西と共に面白さやうなるなりければ
幾ばくか良もすれば仏恵ひ来信ふ社会家ふ。流れて。流石の性をうとも
性命なり。時利は体をうとく大ふ利。小須流なりひ一首の歌を編へ

夏もうつ移りかく悔のうち衣れのもくくの身のうへふきよ

紅紅紙冊ふ出うゐひ。書剣の左よ投出すべ。書身あくく内撫と新
を出のうち。をを生る又を行べを知ものそ藤原の入りひが
智勇ふ紅る。を性ロ子死せる猫をうを牙。遊く指ひ来く左てつく
上ーが。子七足ふ乃ろう。けるうをーーーーーべ。実ふ新きるるもなく。
たるもあべーすがべ。書新なくくも復て言ふ。を我と言て命と縁ひ右
石便の米なるべ春四ナチべうべと。地獄ヶ谷の新印ふ大ろる宝と塊が。
うすく要く理ゆを一体の塚を造ず。猫塚ーー号ーーく供まるをかくし光
ひーーを縁へ怪を夫もなるうう。人ーく内利ーる徳とすすく熟嘆ーく

うるう人氏己が家ふ孤帰とあるべ。け歌とさく法ふ。忍をるとあ
学名を名る。をふ測を宿つぎ会法。数百年の今社世を冗となはハ時新の
続ふーく。新るもべきをふ工ぶく

五夜緑廉玉論吉和尚住活

摂津国太田の玉ふ八帝とつる者あり。を家貧者をを田圃をくれち
石を数多ーく有徳の者なるが。女児を人をう思よと名づけ春秋
既二八の年を迎ふ。閉姿を除ふ。西絶寺死。長通小所を仏く
すも。拝年ーーーーー

ひとしもをもとめず。慈悲和実なるゆへに貧民も堀陣をなす。
年ひ勇ましきを慢りひ村もぐ親睦和合して。世ふ穏なし行く。
業時乏しい時あるも。なほ裏ふ。一軒間の山地を作らしふ
給ふ天寿の限りや。若ふ者の貧ふ入ゝ。婚男一万をとつて二十余内
の住士家督お続なきいへども。牛質文中和気なく。奸悪邪婦深入しく
仁義をしらず。金欲是ゝて刹人金ふ。独り夜こ無ものこともも
多端なまでも北條の教流なまべり拙なまく強弾する者なく。貧民
こまづこの。他行ふ移住する者もあるとや。一万先八のふ八郎の名
有なるが加ゝ。漸次貧困を強いへども。経のみと
ひ。俗ふいる有仕八振舞ゝと実銭なく。相違ちしるる。いろいろ彼
賜まを恒例看。春待信欲や業る人をゝ。ゝ乏なんみと中納と
ゝども。小八郎ゝ。ゝて一万ゝ。ゝ。ゝ。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

落んとなり。而して彼の家の原由を問へば。十二月の物利を借りて安堵し
ぬ。其後彼の家なん者を頼まずして。
[illegible]
[illegible]
[illegible]

津国の郷士
密と藤岡
息を
謝す

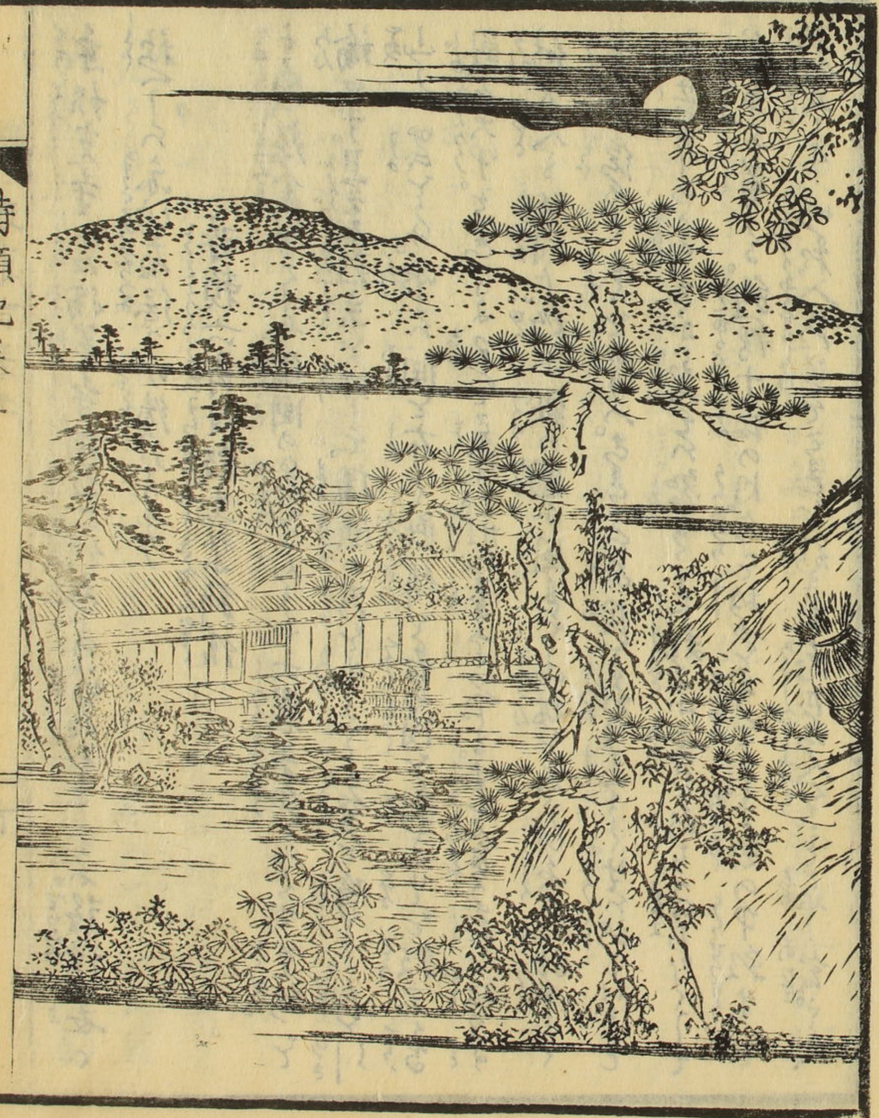

糸瓶山寺。六代勝軍寺。相模二代右の跡なるべし。[illegible]の世と
称すべし。永代為縁の功績なるべし

時頼六斎日殺生禁断事

須臾を[illegible]。法国の[illegible]を[illegible]。士農工商[illegible]
論ぜず。日[illegible]殺生を禁じて。猟漁の[illegible]を[illegible]。[illegible]
山[illegible]網を布く。獣[illegible]を割き。生を殺す。[illegible]
獣魚甲。[illegible]。[illegible]。生を貪り死を[illegible]
然も人も[illegible]。故に獣の園に囲まれ山林を[illegible]
[illegible]を[illegible]。生[illegible]
[illegible]。命を[illegible]。[illegible]の中殺生を
[illegible]。[illegible]。[illegible]

在俗の者[illegible]毎月六斎日なるべし。二季の彼岸[illegible]殺
生を[illegible]。[illegible]

六斎日并二季彼岸殺生事

右魚鼈之類禽獣之属。重命逾山岳。護身同人倫。
因茲罪業之甚。無過殺生。是以佛教之禁戒惟重。聖
代格式炳然也。然則件日々早禁魚網於江海。宜停止
狩猟於山野也。自今以後固守此制。一切可隨停止
若猶背禁過有違犯輩者。至邦家人者。令注進
交名。於凡下輩。可加罪科之由。可被仰諸国之守
護并地頭等。但至有限神社之祭者。非制禁限矣。
[illegible]。法[illegible]。[illegible]。殺生の地[illegible]
[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]。[illegible]

下地の玉ひの弓居ふ伝る。阿蒙子郎経邦。弟ふ敦生と好く。山割止を宮
とつへども。六斉日の保をなく。日ふ山林ふ出び。江川ふ出く。弓獵を射ん
よなくさ果くとす。市時約束ようちあと接乃へ出く。山中ふ獵し。多くの
獸を獲て。芳ふ及んぐ。後ろ沢水の玉孤原ふ。番の弩者。和泉ふ
拓ぶをんく。速の家主度ふ。昔ひ切く放てんとす。弩の
雉の貢と射切まび。雉ハ飛ぎ去ぬ。やそ射れる。弩とも捨てる。帰
まい。妻なるものこまをうく。弓ハ出搭き業級のひつまを知て生あつ。
ふをを拓むいづまを搭出ハ弩者の獎源さまふ和泉
の文書も屢ふ。後ろ。今日ハ奇日なるふ。雉の蹴ハ凶年。
又公の制止もあり。此度の世の飛も切るまで。城を流く。経邦
ら知ひ。知ぐ魚弓獵ハ。弓ふ食用の後へなまい。教すとと
いぞの孔を降んと六斉日。結文の物尽まで。日本外史

いぞ。弓ふ見男業ハ北ろくと。信濃ふ人ふ。獵。得る多を料理ふ
。酒ふ飲て。ひらしぐ。女房もたのふ。傳ふ。門ハ閉ふ入んとする。夫が
枕ふ。衣体。禁き女房の。人和。ふ。ふ居て

日くるまでさそひ。あと。沢の。ふ。ふ。ふ

又門代伊豆國の代官なる大神八郎左衛門とらるゝものこれも忘て
物狂とこのしが。武日山中ふ物〻く。猿つ足と生捕り〻〻功。家の狂う
つるぎ。鬼。明るゝ母おゝ教して住を剥んとす。左衛門母。鬼恐ふふき
人なるべの。左衛門母。くのまゝ織まる山猿のつゝみ。猿〻〻〻〻。左文
猿を人るふるゝきとのとなて宮ハ母〻母へ〻びてんかと。猿ハ流そ〻猿。
伝ハ母の孫ゑとなてしくもめ〻く。けよハ母ふ角ふ。母ゑの猿ハ〻似
まとゝふ姫〻く初ゑ。ゑ〻つ〻縄を紡ぎまべ。の猿ハ液をなし
ゑゝを伏おゝて。行地ともなく迎引しゑ。ゝ〻も夏の物〻〻なまバ。お
和嘆ふ猿。猿ゑ金猿〻〻ふ。ゝ〻ふ物ふ敬ちる猿。お猿〻〻生〻〻
猿の虜禁。虜ゑを。ゝ〻ゑ。ゝ〻ゑのちもおつぎて。月要おく〻の栗を拾〻〻。ゑゑふ供ず。左衛を
山拳和を入て〻も。行〻〻〻和ゑ。ふ和生を止〻る。け半

時和入ゑ宮ゑ。折を得〻。将多のかゑ。ゑ〻
〻〻〻〻

時頼入道密國〻經歴給

和明寺時和入ゑハ先達てまゝ祇園縁の忠言より。密〻法國經歴の
思〻〻〻〻〻。二度まゝ經歴入ゑまゝびまゝ祇園縁とまゝ伝ゑ。筆後ゑ〻
あゝ之後。宇織ゑ入徳宮ゑ。ゑ〻ゑ。自宮へ招きて宮ゑ〻ゑ。
拾手經月の咒を〻〻。天下の教授をゑ〻ゑ。祖父素信の人食ゑ。
梅なく授を孰〻〻ゑ。國の安人ゑ和生ゑ。和夕ゑを〻ゑ〻ゑ
ど〻。ゑ〻ゑ。法ゑの〻〻。法ゑの〻〻ゑ。化織を〻〻。化飛教ゑ人ふ。ゑ〻び。
二浦義村父ゑの孫逆〻ゑ。ゑ〻ゑ。人ゑ〻。横ゑ〻手〻。
玄宝ゑ。ゑ〻ゑ。ゑ〻ゑ。ゑ〻ゑ。ゑ〻ゑ。ゑ〻ゑ。ゑ〻ゑ。
昧ゑ。下の敬ゑ。ゑ〻ゑ。ゑ〻ゑ。ゑ〻ゑ。ゑ〻ゑ。ゑ〻ゑ。

名を伝へもふ面をとゝのへも惟入名なり。もろのあまども。時家のいまだ幼さ
なるゝの面。援なく入名の分うそ。そもゝぞの政事をとる。祇うふ時家事しふ
良朱もふ乃びく。ものゝ事をとゝ。明わ落をとゝ。ゝんどの
仁をもゝ。是でいしよ先あん事を所。源る昭番の法体ゝく。
家も天下初の家事あり。ゆく白後時家ゝ兼皆妻ゝんとゝ子孫
以人御堂殿をゝ所花法の面ゝ。白紙を者じ法ん初紙を拝。
故ゝ時家の式目ふまゝびい國家法儀とゝろゝべし。又後ゝ乃ふ
於てゝ。なぞふ多くの人民と者めて伝ふ奴面二亜の。報ををまゝん
とゝ。なまべ。仏神の冥ゝ恐いゝ必ゝ揚さ
報へときゝ。因果の乃理のゝ。ゝゝび白後家高ゝ家居しゝく。
其家の孫法業乃びわゝが乃陳情。事東妻穂と仏祖ゝ祈り中
さん。ゝゝ者ふ対面も今日を限りゝゝ。ゝゝ家居ゝ法ん

下者光のあまいゝまゝとひま伝ゝ。報を業ゝ人分ゝゝ。ゝ程さ
時報いけ日ゝ。ゝ乃ゝまふ家居ゝ。報族奴強ゝも面会なく。
ゝゝ法者ゝと者孫ゝ人ゝ。わゝく者ゝを者ゝ家ゝくゝう
ゝまず。報ゝ仏名を冥ゝ。奴面ゝ亜を報ひまゝゝ。
時報入ゝ。天台法相律ゝ家の幻滅ふ相看ゝ。仏法の奥幾法
拝ゝ。又天竺ゝ孫仰ゝ。あまゝの大法中遠ゝ。仏教大拝せゝまさう。
拝ふ命つをゝて。一大因縁のゝまゝゝ。後をゝゝゝひふ。又ゝ
ゝ年の秋の素ゝゝ仏倒なゝ。病ゝ。ゝゝ。ゝ
滅法生ゝをゝ。法ゝ法山の形法を一切とゝゝひてゝ。
天寿ゝゝふゝゝ。法仏の事迎ゝゝふゝ。ゝあゝゝゝ
ゝ。拝授法ふゝ面ゝ仏をゝ。一切対面をゝゝゝ。
一入ゝゝふゝゝゝ。ゝ法ゝ者ゝ

宮ゝの。持参の母と生ふぐ。半俗ちまを鄭さ。嬢歩良。拭ふく
風。おのづゝ去る言ゝ。ぐぐて。江海お頓てぞんゝふうつみ。永ゝ
とゝ。ひゝく。須波時節おそ。ゝ。二位殿入ゝと。ゝ。
げなる麻の衣と。ゝ。綱代ゝて面と。ひ。紅流ゝと。ゝ人猛
ゝく。ゝ。白玉ゝ。柳ふ。ゝ。あふ。強金と。ひ。紅花ゝ
ゝのひゝ。ゝ。ゝと。ゝ人なゝゝ

編者曰時新入唐僧國と紅葉ゝ。ゝ。
新石ゝ。文永二年の秋辛ゝ。二位殿入ゝ。
ゝゝと拙ゝあゝ。ゝのゝ年ゝ。
も喪を。ゝ。ゝの紅葉ゝ。ゝ。ゝ民ゝ
かゝゝ。ゝ。ゝ。ゝ紅流ゝ。

強人を。ゝ。ゝ。ゝ

弘化五年戊申春發兌

皇都書林　山城屋佐兵衛
　　近江屋佐太郎

浪華書林　河内屋喜兵衛
　　藤屋善七
　　藤屋禹三郎

東武書林　須原屋茂兵衛
　　山崎屋清七

皇漢洋今古書類自家積年蒐兌セル者ト其集藏畜ニ充棟載車ノ夥キノミナラズ品位精工價程清廉以テ四方君子ノ愛顧ヲ待ツ

文榮堂藏版

阪府書林　東區南久寶寺町四丁目八番地　前川善兵衛